

春夏秋冬

大阪府知事選挙

歯科医院が一番望むことは、患者さんに来てもらうことである。各医院では涙ぐましい増患対策を行っているが、なかなか増えない。その原因はいくつかあるが、大阪府がこうしてこれればという部分が意外とある。患者さんの窓口負担を引き下げ、来院しやすくすること。もう一つは、家計が負担を苦にせずすむこと。この二つは、府の力だけでも実現できるものである。

医院経営と府民生活を守るチャンス

乳幼児への外来窓口医療費助成の拡充では、自費で引き下げ、現実には払えない府民に迫ってくる。増えつつある医療費助成資格証明書の発行を中止して、医療・福祉のさらなる切り捨てはもう耐えられない。我われの一票も含め、府民への負担を招いた最大の理由は「財政難」である。この「財政難」である。この

成である。これも府は完全に諦めた。この二つで、単独建設事業や閑空だけでも復活させれば、りんくタウン、コスモポリスなどの企業呼びよすくなるだろうか。異こみ型開発が財政危機の原因となったことを指摘している。

しかし、府はその後も関西財界の要求通りこのような政策を続け、府民の税金を湯水のごとく使い、返すあてのない府債を無計画に発行してきた。先口赤字隠し計3500億円に「大阪府」という記事が各新聞に掲載された。これは府自身が認めた大企業向け大型開発のツケであり、夕張市と同じ財政再建団体に転落する水準の約720億を大きく超えている。

第10回理事会

「パブコメ」など改定対策

会員にも「意見」提出呼び掛け

協会では第10回理事会を12日、保険医会館で開き診療報酬改定をめぐる運動について協議し、当面の対策を決めた。08年最初の理事会にあたり伊津進弘理事長は、「会員の医院経営を守るため要求を十分把握した会員サービスをしていく、社会的・政治的な運動で社会保障の充実を求めていく」と協会の二本柱を強調。具体的には「後期高齢者医療制度の発足を阻止し、診療報酬改定で上げ幅を多くしていく、煩雑な決まりごとを臨床に即してできるように改善していきたい」と歯科業界は非常に苦しいが、将来ある業界になるようにやっていきたいと新年の挨拶をした。

部・地元選出国會議員・中協委員に、補正予算など新たな予算を使ったプラス改定を求める緊急要請書を提出した。18日には改定の考え方について厚労相から中医学協に諮問があり、公聴会やパブリックコメントが募集される。協会では諮問内容を検討し、問題点を整理して1月下旬の締

め切りに間に合うようパブリックコメントを提出する。また、一人でも多くの会員が厚労省に意見を提出できるように、アクセスなどを使って会員に改定の考え方と問題点を知らせていくことにした。31日には、保団連としての国会要請行動で、診療報酬の引き上げや、後

期高齢者医療制度の中止・全面見直し、自主共済を保険業法の適用除外とすることを求める。大阪歯科協会も参加することを決めた。大阪府政をめぐっては、昨年12月20日に大阪府の福祉・医療の充実を目指し行った大阪府交渉の模様を報告、課題ごとに担当課と折衝していくことにした。27日投票の大阪府知事選挙では、政策協定に基づいて推薦した一明のい二・梅田章二氏の政策や人柄を伝える同会機関

紙などをもとに府政の転換を呼び掛けた。平和問題では、参議院で否決された新テロ特措法案を自民・公明の与党が衆議院で再可決したことにに対し、「民意と参議院での審議を無視した歴史的事象であり、強く抗議する」と理事会決議を採択した。会務運営では2月9日の役員学習会、10日の診療報酬をテーマにした会員学習会(関連3面)、5月24日に開催を予定する第44回評議員会、保団連大会準備などを進めた。

個別指導強化の傾向に

医療費抑制の手段で3倍化

泉地区準備会は12日、講習会「診療報酬改定と個別指導の最新情報」をサンスクエア堺で開き、歯科医師ら41人が参加した。講師は山上結志副理事長と兵頭正道理事。個別指導の最新情報では、財界が医療費抑制の手段として個別指導の数を3倍に増やそうとしていることや、指導・監査の管轄が地方厚生局単位に移行されるなど、今後個別指導が強化されていく傾向にあり、大阪でも昨年の個別指導から最大で5年分のカルテ持参を求められていることなど

手段として個別指導の数を3倍に増やそうとしていることや、指導・監査の管轄が地方厚生局単位に移行されるなど、今後個別指導が強化されていく傾向にあり、大阪でも昨年の個別指導から最大で5年分のカルテ持参を求められていることなど

の情勢を解説した。次期診療報酬改定に関する動向では、兵頭氏が日本歯科医学会より新しい歯周病のガイドラインや義歯の新管理体制が示されていること、医療安全管理への取り組み評価の際に5つの施設基準と院内掲示義務が提案され

たこと、口腔を単位とした歯科疾患の総合管理が進められようとしていることなどを紹介した。山上氏は、協会が毎年行っている府との交渉で個別指導時の弁護士帯同を認めさせてきたことなどの成果を紹介し、不合理な点数改定を許さないためにも、厚労省が募集するパブリックコメントへ声を上げることが大切であると、協会運動への一層の協力を訴えた。

各地区でセミナーを開催

「診療報酬改定と個別指導の最新情報」

- 北河内地区
【日時】 2月16日(土) 午後6時30分～8時
【会場】 枚方市市民会館(京阪「枚方」駅から徒歩3分)
【講師】 協会社保研究部・政策部講師団
【会費】 会員無料、未入会者1万円
【定員】 50人
大阪市内東西南、南部、東部、西部地区合同
【日時】 2月23日(土) 午後6時～7時
【会場】 M&Dホール(保険医会館東隣り)
【講師】 協会社保研究部・政策部講師団
【会費】 会員無料、未入会者1万円
【定員】 100人
※東西南地区、南部地区はセミナー終了後、地区総会を行う予定です。

税 Q&A

清家 裕 (協会顧問税理士)



Q 医療法人で診療所を経営しています。法人では使った交際費に、法人税などが課税されています。この課税される交際費の範囲から、取引先の接待にあたって支出した飲食費のうち、少額の飲食費が除かれたと聞きましたが、その内容について教えてください。

A 2006年4月1日以後に開始する事業年度から、1人当たり5千円以下の接待のための飲食

医療法人の交際費課税 5千円以下の飲食費を適用除外に

当該法人の役員や、従業員を対象とする飲食費は適用除外にはならず、この適用を受けるためには、必要事項を記載した書類を保存しておくことが条件である。

書類は別途作成せず、お店でもらった領収書に、不足する必要事項を記載することでも可能である。

保存すべき必要事項
・飲食の年月日
・飲食に参加した得意先、仕入先などの取引先の氏名または名称と、当該法人との関係
・飲食に参加した人数
・飲食費の金額
・飲食店の名称および所在地
その他参考となる事項

AED(自動体外式除細動器)のご案内
レンタル方式 (CR Plus)
AEDレンタル料 ¥4,900- (税込¥5,145-) /台・月 (当初5年契約)
保証金 ¥20,000- (非課税) /台
お買取方式 (CR Plus)
AED基本セット ¥285,000- (税込¥299,250-)
定期交換費、消耗品費は別途必要です。
詳しくはパンフレット、弊社ホームページによりご確認ください。
www.secom.co.jp/service/medical/aed.html
大阪府保険医協同組合 Tel 06-6568-2741 FAX 0120-02-9381 担当: 村上

歯科医院の売買ならさくらハウスへ
居抜きの案件
収益ビル 1億3000万
大阪市住吉区 1F 歯科医院 オーナー使用 設備有り
2F 1Roomマンション 予想利回り9%
大阪府豊中市 2300万 売り歯科医院
分譲マンション事務所ビル1室 約70㎡
内装、チェア3台 カルテ枚数150枚
売買物件募集中
(有)さくらハウス 大阪府知事免許(02)043403号 担当: 平石
大阪市東成区東中本1-12-15 TEL 06-6975-8889 FAX 06-6975-8890